

セーフティブック

学生生活を安全に過ごすために

大阪体育大学

OSAKA UNIVERSITY OF HEALTH AND SPORT SCIENCES

教学部学生支援担当

セーフティブック

●はじめに

このセーフティブックは、学生生活を安全に過ごすための危機管理マニュアルです。

学生生活を送る上で、知っておくべき事柄や対処法など、基本的な情報をまとめています。

『学生を狙った犯罪』や『事件・事故』など、年々増加傾向にあります。被害者にならないために、また加害者にならないために、このハンドブックを確認し危機意識を常に持ってください。

大学には学生の言動に関する苦情や要望も頻繁に寄せられています。大阪体育大学の学生として自覚と責任ある言動を心がけてください。

●目次

緊急時の対応

└災害	2
└救急	2
└交通事故	2
└救急対応マニュアル	3
└学内 AED 設置場所	4

交通事故から身を守るために

└バイク運転時の遵守事項	5
└自転車運転時の遵守事項	5
└自転車ヘルメット&自転車保険加入義務	6
└通行禁止区画について	7

大学周辺の医療機関

└大学周辺の医療機関	8
------------	---

安心安全な学生生活のために

└クレジットカードの仕組み	8
└飲酒・喫煙は20歳から	8
└薬物乱用の防止	9
└SNS のトラブル	10
└モラルを守る	10
└キャンパスハラスメント	10
└ストーカー・DV 対策	11
└痴漢・盗撮対策	11
└悪徳商法	11
└カルト宗教の勧誘	13
└特殊詐欺の受け子かけ子出し子に注意	13
└闇バイトに応募しない	13
└性感染症から身を守るために	13

緊急時の対応

災害や救急の場面に遭遇する事は、全ての学生に起こり得ます。そうした場面に遭遇した時には、冷静に行動するよう心がけてください

●災害

- 自宅で災害が発生した場合、教学部学生支援担当では早期対応するために本人・ご家族の安否確認や家屋の被害状況などを調査します。しかし、避難先や、通信回線の不通等により連絡が取りにくい状況が想定されます。災害が発生した場合には、安全を確保したうえで**教学部学生支援担当に必ず連絡**してください。(072-453-7024)
- 学内で災害が起こった場合、教職員の指示に従って行動してください。教職員が不在の場合は、まずは身の安全を確保して避難場所へ避難してください。

本学の避難場所は陸上競技場です。

●救急

学内にて救急対応を要する事故が発生した場合には、指導者および教学部学生支援担当への連絡、救急車の出動要請など、救急対応マニュアル（3ページ）に従って迅速かつ冷静に対応してください。

- 重度な緊急対応
心肺停止・意識不明・呼吸停止・大出血・頭部損傷など
- 緊急対応
呼吸困難・嘔吐を伴う激しい頭痛・けいれん・開放骨折など
- 救急車（救急搬送）の要請（119番）
 1. はっきりと「救急車をお願いします」と伝える
 2. 場所・負傷者の状況・氏名・年齢・性別など伝える
 3. 救急車到着までの間は負傷者の観察・応急処置
 4. 救急車の誘導・付き添いの準備

●交通事故

本学では、通学でバイク・自転車等の利用を認めています。これは、キャンパスが駅から遠いことや、クラブ活動等の参加者が多く、日々の練習の時間帯には、バスのみでは対応できないことなどの理由です。しかし、近年実施している「学生生活実態調査」によれば、15%前後の学生が通学中の事故の経験があることが明らかになっています。そのため、事故を起こさないための心構え、また事故に遭遇した場合の適切な対処方法を知っておく必要があります。

- 交通事故に対する認識
 - ・交通事故の賠償金は、増加傾向にあります。万一の場合、自分自身だけでなく家族にも大きな影響を与えます。任意保険には必ず加入してください。
 - ・スピード違反や飲酒運転は、人身事故など重大な事故につながる可能性があります。このような事故を起こした場合は、退学を含む重い処分の対象になります。
 - ・「思いやり・譲り合い・余裕のある心」での運転を心がけ、交通事故防止に努めましょう。
- 交通事故が起きたら
 1. まず負傷者を救助して救急車を呼ぶ（119番）
 2. 警察へ通報する（110番）
 3. 車両を安全な場所に移動するなど、二次被害防止の措置をとる
 4. 事故状況の記録と相手の確認をする
 5. 保険会社に連絡する
 6. 加害者、被害者のいずれの場合でも、教学部学生支援担当へ報告する（後日可）
 - ・交通事故に関与した場合は、必ずその場に停止し警察に連絡すること。
そのまま走り去った場合は、「ひき逃げ」や「当て逃げ」などの犯罪に該当する場合があります。（自転車の場合も同様です。）
また、警察への連絡、届出は道路交通法上の義務です。警察への届出をしないと「交通事故証明書」が交付されず保険会社への保険金請求もできません。

緊急を要するスポーツ事故発生時の

救急車要請の手順

こんな症状はすぐに**救急車要請**

- ・意識の消失
 - ・熱中症（重度）
 - ・ショック症状
 - ・呼吸の停止
 - ・大出血
 - ・全身けいれん
 - ・脳しんとう
 - ・明らかな変形（骨折、脱臼）
 - ・激しい頭痛
 - ・頭頸部の損傷
 - ・嘔吐
- その他、自分たちで安全に病院へ搬送できないもの

・ **119 番通報**

・ **AED の手配** ※意識のない場合

・ **学部学生支援担当（072-453-7024）連絡**

事務室閉室時は警備員室（072-453-8823）に連絡→不在時：080-6166-8312

- ①はっきりと「救急車をお願いします」と伝える。
- ②場所・負傷者の状況・氏名・年齢・性別など伝える。
- ③救急車到着までの間は負傷者の観察・応急処置

呼吸なし・判断に迷う場合

心肺蘇生法（CPR）と AED の実施

- ・胸骨圧迫（110～120 回分）
- ・気道確保、息の吹込み（2 回）
- ・AED を音声に従い操作

その他の症状

できる範囲での応急手当

- ・頸部損傷の疑いが
ある場合は動かさない

以下について、駆けつけた教職員とともに実施しましょう。

- ・救急車の誘導
- ・クラブ活動の場合、部の責任者（部長や監督）への連絡
- ・保護者への連絡

救急隊へ引き継ぐ

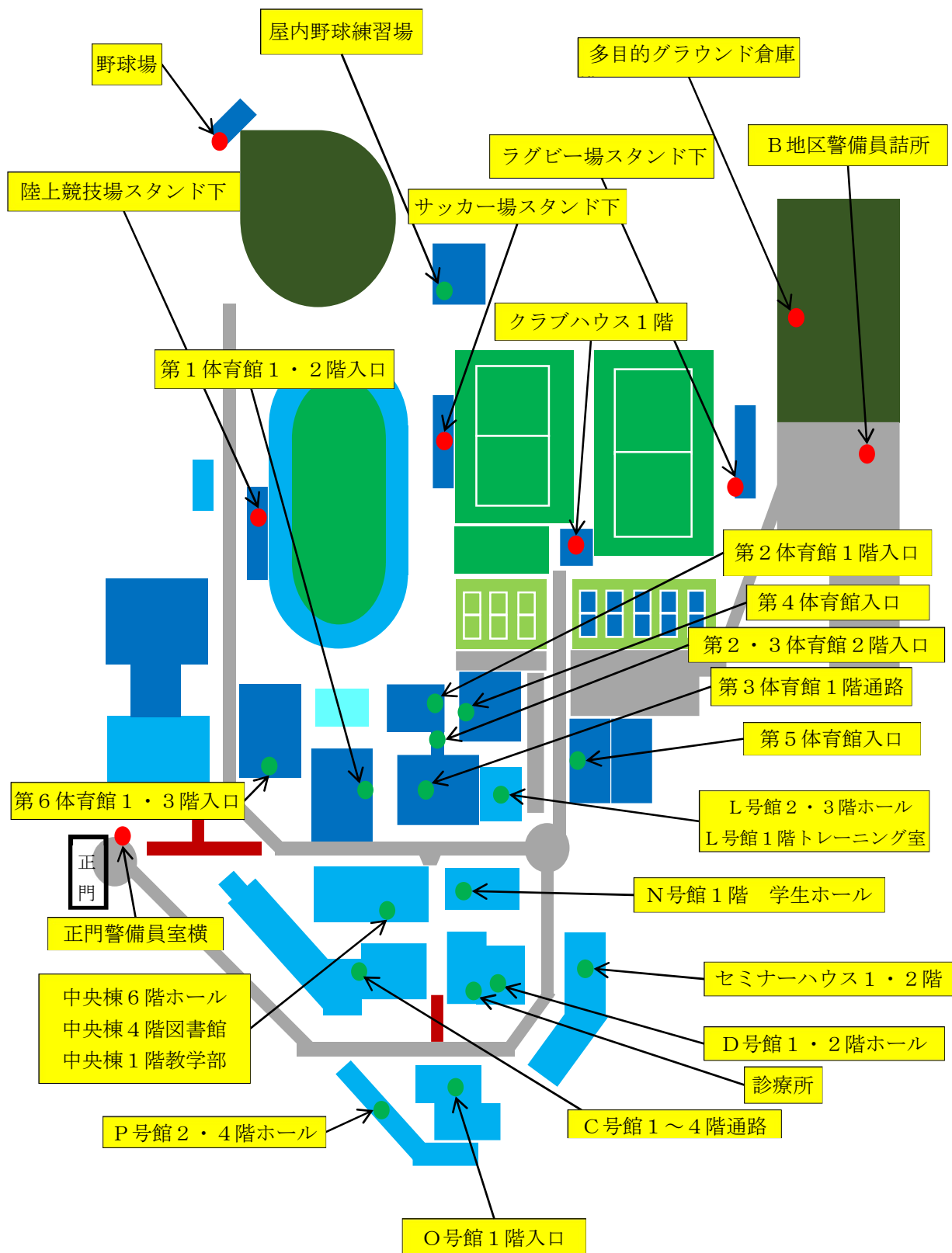
- ・以下について、病院への付き添い（状況報告役の同乗）

病院搬送先、状況等を**学部学生支援担当**へ報告

●学内 AED 設置場所

AED 設置場所＝● (24 時間利用可)

● (深夜利用不可)



交通事故から身を守るために

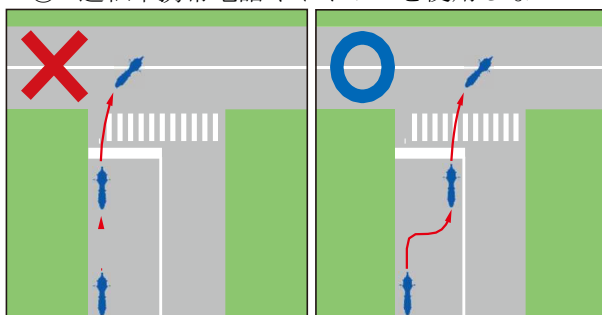
バイクの右折方法や信号待ち、自転車の走行については、図1～3を参照のうえ交通規則を遵守してください。以下、遵守事項について外部等から苦情が寄せられた場合は、事実確認および調査のうえ懲戒処分の対象となり車両通学の許可を取り消すことがあります。

○自動車・バイク・自転車、共通の注意事項

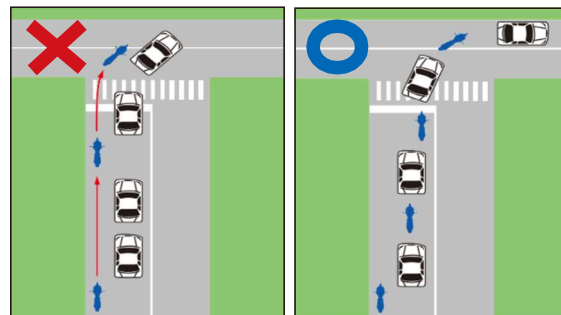
1. バイク、自転車の運転マナーの悪さが非常に目立ちます。一人の学生のマナー違反が、大阪体育大学のマナー違反と受け取られることを自覚してください。また、交通事故の加害者となるだけでなく、被害者となる可能性もあるため、交通ルールやマナーを遵守してください。
2. 自動車・バイク・自転車で通学する場合は、必ず教学部学生支援担当に車両登録を行うこと。
3. 自動車・バイク・自転車の破損、修理等で代車通学する場合は、事前に教学部学生支援担当へ報告すること。

●バイク運転時の遵守事項

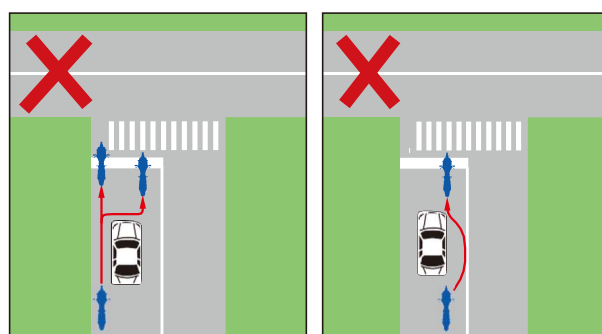
- ① ヘルメットの着用
- ② 速度超過をしない
- ③ 一旦停止を確実に行う
- ④ 信号を守る
- ⑤ 方向指示器を必ず出す
- ⑥ 右折する場合は、道路の中央より右側へ寄り安全に右折する（図1-②参照）
- ⑦ 車の左側をすり抜けしない（図2参照）
- ⑧ 右側から追い越ししない（図2参照）
- ⑨ 片手運転しない
- ⑩ 並列走行しない
- ⑪ ナンバープレートを折り曲げない
- ⑫ 運転中携帯電話やイヤホンを使用しない



(図1-①) 前に車がない場合の右折の仕方

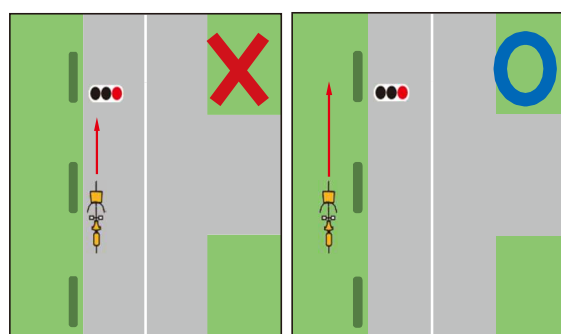


(図1-②) 前に車がいる場合の右折の仕方



(図2) すり抜け

追い越し



(図3)

●自転車運転時の遵守事項

- ① 信号を守る（信号のあるT字路での直進）（図3参照）
- ② 夜間のライト点灯
- ③ 自転車での飲酒運転は禁止
- ④ 二人乗りをしない
- ⑤ スピードを出さない
- ⑥ 並列走行をしない（広がらず1列で走行する）
- ⑦ 運転中携帯電話やイヤホンを使用しない

- ⑧ 車道を逆走しない
- ⑨ 歩道から車道への急な飛び出しをしない

2026年4月1日から自転車にも「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。これまで自転車の交通違反は、重大な事故や悪質な場合を除き、注意や指導で済むことが多くありました。しかし近年、自転車に関係する事故や危険行為が増加していることを受け、自転車にも「交通反則通告制度」が導入されます。これは、自転車であっても一定の交通違反を行った場合、反則金の支払いを求められる制度です。

○交通反則通告制度（青切符）とは？

交通ルールに違反した際、警察から「交通反則通告書（青切符）」が交付され、指定された反則金を納付すれば、刑事処分（前科）にはならない制度です。

※反則金を納付しない場合や、悪質な違反については、刑事処分の対象となることがあります。

○自転車で青切符の対象となる主な違反例

次のような行為は、青切符の対象となります。【反則金の額（円）】

※一例であり、危険な運転行為は取り締まりの対象となります。

- ・信号無視【反則金 赤色灯 6,000 円、点滅 5,000 円】
- ・一時停止無視【反則金 5,000 円】
- ・右側通行などの通行区分違反【反則金 6,000 円】
- ・スマートフォンを操作しながらの運転（ながらスマホ）【反則金 12,000 円】
- ・ヘッドホン、イヤホン等を使用し、安全な運転に必要な音が聞こえない状態での走行【反則金 5,000 円】
- ・二人乗り、並進（横並び走行）【反則金 3,000 円】
- ・無灯火運転（夜間）【反則金 5,000 円】

※青切符の対象外となる違反例

- ・酒酔い運転 5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
- ・酒類提供者・同乗者 2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

○自転車は「軽車両」です

自転車は歩行者ではなく、道路交通法上の「軽車両」です。そのため、原則として車道の左側を通行し、信号や標識を必ず守らなければなりません。「自転車だから大丈夫」「少しなら問題ない」という考えは通用しません。

○違反するとどうなる？

- ・警察から青切符を交付される
- ・反則金の納付が必要になる
- ・悪質・重大な場合は刑事処分の対象となる
- ・大学へ通報された場合、学則に基づく指導・処分の対象となる
- ・運転免許保有者は、自転車での悪質な交通違反で自動車の運転免許が停止される場合がある

○自分と周囲の命を守るために

自転車は手軽で便利な移動手段ですが、使い方を誤れば人を傷つける凶器にもなります。

交通ルールを守ることは、自分自身を守るだけでなく、歩行者や地域の方々の安全を守ることにつながります。「自転車も車両である」という意識を持ち、安全で責任ある行動を心がけましょう。

●自転車ヘルメット＆自転車保険加入義務

道路交通法の改正により、自転車利用者の自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

また、大阪府では自転車条例により自転車保険に加入しなければなりません。（自転車の保険加入義務化）

○自転車保険加入方法

- ・浪商総合サービス（大学内）にて加入する
- ・自転車の購入時に自転車販売店で加入する
- ・すでに父母等が加入している自動車保険がある場合は、自転車保険の特約を付けてもらう
- ・その他、各保険会社や共済保険へ問い合わせる

●通行禁止区画について

地域住民の方々の迷惑とならないよう以下の事項を厳守してください。

赤線の道路は通行しないでください（ランニングなども禁止）

緑線の道路は車両（バイク・自転車）での通行をしないでください

青色の道路を通行するようにしてください

抜け道と呼ばれる狭い道路（通路）はバイク・自転車で通行しないでください



大学周辺の主な医療機関

・熊取町

医療機関名	電話番号	内	消	循	外	整	脳	眼	皮	耳	泌	心	精	婦	ア
永山病院	072-453-1122	●			●	●	●	●		●	●	●	●		
関西医療大学附属診療所	072-453-8255	●			●					●	●	●			
いとうまもる診療所	072-453-2821	●			●					●	●				
竹井クリニック	072-451-2765	●													●
松木医院	072-453-1666	●													
とくおか循環器内科クリニック	072-452-5400	●	●												
木本内科	072-453-3306	●													
熊取ファミリークリニック	072-451-1655	●													
とちはらクリニック	072-451-2700	●						●							
耳鼻咽喉科のさき医院	072-453-4133							●							●
ひがしはら整形外科リウマチクリニック	072-453-3322				●										
高槻眼科	072-453-0130							●							
南大阪アイクリニック	072-453-1750							●							
武井皮膚科医院	072-453-5550							●							
みむらレディースケアクリニック	072-451-0377														●
みなみこころのクリニック	072-447-5373											●	●		
くまとり坂ロクリニック	072-493-8855	●	●												

・泉佐野市

医療機関名	電話番号	内	消	循	外	整	脳	眼	皮	耳	泌	心	精	婦	ア
りんくう総合医療センター	072-469-3111	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
東佐野病院	072-464-8588	●	●	●	●	●									
なかにし脳神経外科・内科	072-462-2358	●			●	●									
佐野記念病院	072-464-2111	●			●	●									
平松診療所	072-468-2481	●	●		●	●									
泉屋内科クリニック	072-467-3222	●	●							●					
泉南藤井病院	072-464-6466	●	●	●											
えびすのクリニック	072-450-0380	●								●	●				
なかつか整形外科リハビリクリニック	072-469-1300					●									
そうしん堂クリニック泉佐野	072-469-2543												●	●	

内＝内科

消＝消化器科・胃腸科

循＝循環器科

外＝外科

整＝整形外科

脳＝脳神経外科

眼＝眼科

皮＝皮膚科

耳＝耳鼻咽喉科

泌＝泌尿器科

心＝心療内科

精＝精神科

神＝神経内科

婦＝婦人科

ア＝アレルギー科

・歯科医院（熊取町）

おくにし歯科	072-451-1355
ねごろ歯科医院	072-453-6480
若松歯科医院	072-452-8988
道明歯科医院	072-453-2033

安心安全な学生生活のために

学生生活を楽しむためには、飲酒、喫煙等の法律や学内ルールを守することはもちろん、自分自身や他人を傷つけるような行為には関わらないようにしましょう。

●クレジットカードの仕組み

クレジットカードの普及により、カードを利用してお金を借りたり、買い物をしたりする学生が増えています。しかし、クレジットカードはタッチ決済や暗証番号のみで商品やサービスを簡単に利用できる反面、借金の申込みと同じ行為であることを十分理解し、計画的に使用するよう心がけてください。

●飲酒・喫煙は20歳から

20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。

○飲酒について

大学に入るとクラブやゼミなどの飲み会等で、飲酒の機会が多くなると思いますが、20歳未満が飲酒することも、20歳未満に飲酒させることも厳禁です。また、大学生の飲酒で注意をしなければならないのが「一気飲み」です。大量のアルコールを短時間で摂取すると血液中のアルコール濃度が急激に上昇し、「泥酔」や「昏睡」状態に至ることがあり、場合によっては呼吸困難などの命に関わる危険な状態を引き起こします。これが「急性アルコール中毒」です。特にアルコール分解酵素の少ない人にとっては、飲酒は命に関わる危険な行為です。そのような体質の人に飲酒を勧めることや強要したりすることは殺人行為と同じであると考えてください。もし、急性アルコール中毒を起こした人がいる場合は、直ちに救急車を要請してください。なお、この状態で嘔吐した場合、吐物がノドにつまり窒息死することがありますので、顔を横に向け、気道（呼吸）をしっかりと確保してください。

- ・飲酒する際には、自動車・バイク・自転車を絶対に使用しないこと
- ・飲酒後、車両に跨る行為は飲酒運転と誤解される可能性があるためしないこと

○喫煙について

タバコには多くの有害物質・発がん性物質が含まれており、中でも「ニコチン」「タール」「一酸化炭素」は三大有毒物質と呼ばれています。特にニコチンは即効性と強い毒性を持ち、非常に依存性の高い物質です。厚生労働省は、「喫煙はがんや脳卒中、心筋梗塞だけでなく慢性気管支炎や肺気腫などの様々な病気の危険因子」としています。ニコチン依存は国際疾病分類において独立した疾患として扱われており、喫煙に依存性があることは科学的に明らかです。ニコチン依存症から抜け出すのは大麻などの薬物をやめるのと同じくらい難しく違法薬物への入り口ともいわれています。20歳未満の喫煙は当然法律違反ですが、20歳以上の喫煙習慣のある人も禁煙に取り組んでください。

大阪府受動喫煙防止条例に基づき、**大学構内は施設、グラウンド、駐車場（車内含）等敷地内全て禁煙（電子、加熱式タバコ等含む）**です。一方で、大学正門前およびB地区周辺道、駅周辺での喫煙に関する迷惑行為が目撃されており、地域住民からの多くの苦情が寄せられています。これらの迷惑行為を行った場合は、学則に基づき懲戒処分の対象となります。

●薬物乱用の防止

○薬物乱用とは？

薬物乱用とは、定められたルールを守らずに薬物を使用することで犯罪に該当します。社会的常識、特に医学的常識を逸脱して「危険ドラッグ」をはじめ麻薬や覚醒剤などの違法薬物を使うことは、たとえ1回の使用であっても乱用に当たります。違法薬物は所持しているだけでも処罰の対象となります。また、医療機関で処方された鎮痛剤や睡眠薬であっても多量摂取や誤った使用は薬物乱用に該当します。

○薬物乱用すると

- ・脳にダメージを与え、心にも身体にも悪影響を及ぼし、最終的に死に至る可能性がある
- ・強い依存性があり、自分の意志ではやめられなくなる
- ・薬物乱用が原因で、窃盗や恐喝、傷害などの犯罪を誘発する可能性がある
- ・大切な家族や友人を失う可能性がある

○薬物乱用への甘い誘いには、断固として断りましょう

「ダイエットにいいよ」「1回だけなら平気さ」「みんなやってるよ」「人生は経験だ」などの甘い誘いには、断固として断りましょう。

○乱用される危険薬物

覚醒剤（エス・スピード）、大麻（マリファナ）、MDMA、危険ドラッグ、コカイン、LSD、向精神薬（睡眠薬・精神安定剤・鎮痛剤）

○危険ドラッグに絶対にダメされない

「合法ハーブ」や「合法アロマ」などと称す危険ドラッグとは、覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体に出るのか解っていません。乱用による健康被害が発生しており、死に至る可能性があります。大阪体育大学 HP「薬物乱用防止について」https://www.ouhs.jp/stop_drug/

○大麻の加工品や大麻を含んだ食品に気をつける

大麻から成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発も増加しています。また、海外でお土産として売られているチョコレートやクッキー、キャンディなどの中に大麻が含まれていることがあります。誤って摂取し救急搬送された事案も発生しているので十分に注意しましょう。

○誘われてしまったら

- ・薬物を勧めてくること自体に違和感を持ち、危険を察知することが大切です。
- ・少しでも迷っている様子を見せるとまた誘われてしまいます。きっぱりと断りましょう。
- ・断りにくいときは、その場から逃げましょう。逃げることも勇気です。

○薬物に関する相談窓口

相談したい場合は、以下の相談窓口があります。相談に関する秘密は守られます。薬物乱用の問題解決は、信頼できる大人に相談してください。

麻薬覚醒剤等対策本部事務局 大阪府健康医療部生活衛生室薬務課	06-6941-9078
大阪府こころの健康総合センター <依存症専門相談>	06-6691-2818
覚醒剤110番 (大阪府警察本部刑事部薬物対策課)	06-6943-7957
「麻薬・覚せい剤」相談電話 (厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部)	06-6949-3779

●SNSのトラブル

身近なコミュニケーションツールとして人気の、Instagram、LINEをはじめとしたSNS。スマートフォンとの連動も楽しく、利用している人はますます増加しています。その一方で、後を絶たないトラブルが、SNS上の不用意な行動に誹謗・中傷が殺到するいわゆる「炎上」です。その他、情報の漏洩、なりすましなど様々なトラブルが発生しています。インターネット上の書き込みは、不特定多数の人が閲覧可能であり、予想外の誤解を招くことがあり、場合によっては違法行為と判断され、本人のみならず他人や団体などに多大な損害をあたえることがありますので、軽率な書き込みはしないよう十分注意してください。学生の本文に反する行為が確認された場合は、学則に基づき懲戒処分の対象となります。

●モラルを守る

○学内におけるモラル

学内であっても公共の場です。快適なキャンパスを維持するために良識を持ち、美しい環境づくりを心掛けてください。

- ・図書館内、事務所内は飲食厳禁。携帯電話の使用も控えること。
- ・ゴミは必ずゴミ箱に捨てること。
- ・必要以上の貴重品は大学に持ち込まない、貴重品はロッカーに入れて必ず施錠するなど、自ら盗難防止に努めること。
- ・第3体育館の更衣室、教育学部のシャワー室は土足厳禁。またシャワー室にシャンプーなどの私物を置いたままにしないこと。
- ・自転車は指定された位置に駐輪すること。
道路にはみだしての駐輪はバスの運行を妨げ危険なので絶対にしないこと。
中学・高校生用の駐輪スペースや道路には絶対に駐輪しないこと。

○学外におけるモラル

地域の住民や周りの人に迷惑をかけることのないよう、大阪体育大学の学生としての自覚を持ち、マナーの向上に努めてください。

- ・大学周辺、熊取駅周辺の道路や店舗、居住地に無断駐車・駐輪はしないこと。
- ・友人等がアパート等に車両にて訪問する際は、敷地内の駐車・駐輪の可否を管理者に確認すること。
- ・一人暮らし住居で友人等呼んで大声で騒がないようにすること。
- ・バス停留所にゴミを捨てないこと。
- ・たばこの吸い殻やゴミを道路に捨てないこと。
- ・公共の場や飲食店で必要以上に騒がないこと。
- ・学外から苦情が寄せられ、当該学生が特定された場合には懲戒処分の対象となります。

●キャンパスハラスメント

・セクシャルハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動を行い、相手に勉強や課外活動などにおいて不利益や不快感を与え、生活環境を著しく悪化させる行為のことです。近年は同性間や、女性から男性に対してのセクハラも確認されています。

・パワーハラスメント

組織などでの地位や人間関係などの優位性を利用して、他者に嫌がらせや、精神的、身体的苦痛を与えることです。クラブ活動においても下級生がハラスメントを受けているケースが考えられます。パワーハラスメントは加害者側も自覚がない場合も多いので、周りの人も注意しておきましょう。

・アカデミックハラスメント

大学などの教育の場で行われるハラスメントをいいます。力関係がある間柄で発生するパワハラ的一种で、指導・監督する立場にある者が、不適切な言動により、研究・学問等を行う権利や利益を不当に侵害する人権侵害行為です。

〈ハラスメントだと感じたときは、抗議・記録・相談という行動を起こしましょう〉

○嫌なものはイヤ！とキッパリとした態度で相手に自分の意志を伝えることが重要です。

○被害にあったと思われる日時、場所、状況記録・証拠を残しましょう。

○本学では、ハラスメントのない楽しいキャンパスライフを送ることができるように相談窓口を設けています。事態が深刻化する前に相談員を訪ねてください。〔秘密は厳守します〕

相談窓口：学生相談室・スポーツカウンセリングルーム（Q号館3階）

教学部学生支援担当（中央棟1F）

大学HPにハラスメント相談員リストが掲載されています。

●ストーカー・DV 対策

恋愛感情のもつれなどからストーカー行為に発展する事件が急増しています。こうした状況を受け、執拗につきまとうストーカーを取り締まる法律、いわゆる「ストーカー規制法」が制定されました。この法律で規制の対象となる行為は次のようになっています。

○つきまとい・待ち伏せ・押しかけ

- ・あなたを尾行し付きまとう ・通学途中など、あなたの行動先で待ち伏せる
- ・あなたの自宅や大学などに押しかける

○監視していると告げる行為

- ・その日の服や、どのような行動をしたかなどをあなたに告げ、監視していることを気づかせる

○面会・交際の要求

- ・あなたが拒否しているにもかかわらず面会や交際、復縁を求める

○乱暴な言動

- ・あなたの家の前で大声を出したり、車のクラクションを鳴らしたりするなど乱暴な行動をする

○無言電話、連続した電話・LINE・メール

- ・あなたが拒否しているにもかかわらず何度も電話をかけてくる、LINE・メールなどを送信してくる

○汚物などの送付

- ・汚物など、あなたに不快感や嫌悪感を与えるものを自宅に送りつける

○名誉を傷つける

- ・あなたを中傷したり名誉を傷つける内容を告げたり、文章やメールを届ける

○性的羞恥心の侵害

- ・卑猥な写真などを自宅に送る、電話や手紙で卑猥な言葉を告げ、あなたを辱めようとする

○GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

- ・あなたの所持する位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）の位置情報の取得、所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS 機器等）を取り付ける行為のこと

以上のような「つきまとい行為」を繰り返し行うことを「ストーカー行為」と規定して、法律で罰則が設けられています。ストーカー対策はできるだけ早期に解決することがポイントです。もし、あなたが「ストーカー被害に遭っている」と感じたら、一人で悩まず、すぐに最寄りの警察署又は、警察相談専用電話（＃ 9 1 1 0）、もしくは教学部学生支援担当まで相談に来てください。

●痴漢・盗撮対策

痴漢・盗撮は重大な犯罪です。被害に遭ったとき、被害を目撃したとき、すぐに通報・相談してください

○被害に遭ったら

- ・安全を確保するために、声を上げる、周りの人に助けを求める
- ・警察に相談する。被害から時間が経っていても相談すること

○被害を目撃したら

- ・大丈夫ですか、など被害者に声をかける
- ・警察に通報する、周りの人に協力を求める

○盗撮の被害にあったら

盗撮された映像をネットにばらまく、知り合いに送るなどとあなたを脅し金品の要求や無理やりな要求などをしてくる可能性があります。そんな被害に遭わないためにも室内に不審な機材（盗撮カメラ）が設置されていないか、また、スマホ等で安易に撮影させないなどの防止策を講じ、それでも被害に遭ったら、一人で悩まず、すぐに最寄りの警察署又は、警察相談専用電話（＃ 9 1 1 0）、もしくは教学部学生支援担当まで相談に来てください。

痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット（警視庁作成）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/pdf/230914.pdf

●悪徳商法

学生生活の中で、金銭に関する様々なトラブルが発生する可能性があります。あなたを狙った甘い話や勧誘に注意し、被害に遭わないようにしましょう。

また、あなた自身が加害者とならないよう十分注意してください。

○悪徳商法の種類

- ・アポイントメント商法

突然、電話やはがきなどで「あなた選ばれました」などと言って呼び出し、色々特典があると高額商品を売りつける

- ・マルチ商法

- 「賞品を買う人を紹介すると多額のマージンが貰えます」などと言って、多額の商品を売りつける
- ・キャッチセール
人通りの多い路上等で「アンケートに答えてください」などと言って近づき、喫茶店等に誘って高額商品を売りつける
- ・送りつけ商法（ネガティブ・オプション）
注文していない商品を勝手に送りつけ、買ったものとして一方的に代金を請求する
- ・かたり商法
「消防署から点検に来ました」等と、官公署などから来たかのような紛らわしい言い方と服装で、消火器等の商品を売りつける
- ・無料体験商法（エステ等）
「脱毛無料」等と言って誘い、高額、長期間の契約をさせる
- ・架空請求詐欺
何らかのサービスの利用料金が未払いであると通告し、お金を振り込ませる

以上のほかにも色々と身近な手口がありますので、注意してください

○クーリングオフ制度について

- ・クーリングオフとは、訪問販売や電話勧誘等で契約した商品・サービスが本当に必要かどうか、冷静に考え直すための消費者救済制度です。
- ・購入の申込や契約をした日を含めて8日以内（マルチ商法の場合は20日以内）であれば無条件で申込の撤回や契約の解除ができます。
- ・商品を受け取っている場合は、その引取りに必要な費用は、業者負担になります。

○クーリングオフの方法

契約解除を通知する書面（ハガキ）を作成し、『配達記録』か『簡易書留』で業者に送ります。
（通知のハガキは後々の証拠となりますので、コピーを大切に保管してください）

通 知 書	
次の契約を解除する事を通知します。	
契約年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金	〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇〇〇
担当者	〇〇〇〇
支払った代金〇〇〇円を返し、 商品を引き取ってください。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
住所	〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番地
氏名	〇〇 〇〇

○被害に遭わないための心得

- ・アンケートには気軽に応じない。
- ・住所、氏名、電話番号を聞かれたら注意し、安易に答えない。
- ・実態のよく分からない団体の人から街で声をかけられても相手にしない。
- ・楽な儲け話には“罠”がある。一人で決めずにまず家族・信頼できる人に相談する。
- ・声をかけられ、別の場所に連れて行かれそうになったら、絶対に断る。

○相談機関

困ったときは、近くの消費生活センターへ相談してください。

- ・大阪府消費生活センター 受付時間 9:00～17:00（月～金） 06-6616-0888
- ・熊取町消費生活センター 受付時間 13:00～17:00（月～金） 072-452-6085
- ・国民生活センター消費者ホットライン 受付時間 10:00～12:00（平日） 局番無し「188」
13:00～16:00（平日） 0570-064-370
10:00～16:00（土日祝）

●カルト宗教の勧誘

新興宗教団体等に関するトラブルが大きな社会問題になっています。アンケート調査やイベントへの招待等、様々な手口を使い、最初は宗教団体であることを隠して言葉巧みに勧誘します。そして会員や信者になってしまった場合、無償で営利目的の活動をさせられたり、多額の献金を要求されたりするケースもありますので、貴重な学生生活が無駄にしないためにも十分な注意が必要です。

もちろん本学では宗教の自由を保障していますが、学生が宗教とは言えないような団体に、目的意識も無いまま入信させられてしまうようなことを黙認できません。もし大学内で勧誘された、勧誘している所を見かけた時には、教育学部学生支援担当まで連絡してください。

●特殊詐欺の受け子かけ子出し子に注意

電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードを騙し取る、医療費の還付金が受け取れる等と言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪を特殊詐欺と呼びます（オレオレ詐欺・還付金詐欺等）。これら被害者からの現金を直接受け取る、宅配便等で送られてきた現金の入った荷物を受け取る役目をする者を“受け子”、電話をかける役目を“かけ子”、現金を引き出す“出し子”と呼びますが、SNS上での募集の書き込みを見て、気軽なアルバイト感覚で応じてしまうことがないように注意してください。

●闇バイトに応募しない

近年、よく聞かれる闇バイトについて、SNSやバイト募集の専門サイトなどインターネット上で、「高額バイト」「ホワイト案件」などの文言で募集されています。これは、犯罪です。一生を棒に振ることになり、また家族にも迷惑がかかります。申し込み時に、匿名性の高いアプリのインストールを指示された場合は、闇バイトの可能性があるため、絶対にインストールせず、すぐに最寄りの警察署に相談してください。

●性感染症から身を守るために

○性感染症の予防

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、様々な病気を発症します。この病気の状態をエイズ（後天性免疫不全症候群）と言います。エイズについての正しい知識を身につけ、HIV感染予防を常に心がけてください。エイズは難病ですが、HIV感染の一番の多い感染経路である性行為の場合、必ずコンドームを使用することが重要です。

○性感染症の検査

・保健所

相談、検査は匿名でプライバシーも守られます。

費用は原則無料です。

検査実施日は、各施設にお問い合わせください。

泉佐野保健所（JR熊取駅（徒歩約20分）即日検査可能） 072-462-7701

岸和田保健所（JR岸和田駅（徒歩約15分）） 072-422-5681

・大阪検査相談・啓発・支援センター（愛称＝chotCAST）

chotCASTは「関西におけるHIV/AIDS問題の総合的な解決」を目的として設立されHIV（エイズウイルス）やB型肝炎ウイルスの早期発見のための「検査・相談」と、これらの相談・啓発・支援等を行う「コミュニティセンター」を兼ね備えています。

<https://chotcast.com/>

HIV/AIDSについての電話相談ができます。（匿名、相談無料）

検査費用は無料で、即日検査可能です。